

証券コード 2744

平成25年1月11日

株 主 各 位

東京都台東区台東四丁目24番8号
株式会社ウイン・インターナショナル
代表取締役社長 秋 沢 英 海

臨時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社臨時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成25年1月29日（火曜日）午後6時までに到着するようご返送いただきたくお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 平成25年1月30日（水曜日）午前10時
2. 場 所 東京都文京区湯島一丁目7番5号
東京ガーデンパレス「天空」
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項
決議事項
第1号議案 株式移転計画承認の件
第2号議案 定款一部変更の件

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

なお、株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.win-int.co.jp>）に掲載させていただきます。

## 株主総会参考書類

### 議案及び参考事項

#### 第1号議案 株式移転計画承認の件

当社とテスコ株式会社（以下「テスコ」といい、当社とあわせて「両社」といいます。）は、共同株式移転の方法により持株会社となる「ウイン・パートナーズ株式会社」（以下「共同持株会社」といいます。）を設立すること（以下「本株式移転」といいます。）について合意に達し、平成24年11月1日開催の両社の取締役会において決議の上、同日付で、本株式移転に係る「統合契約」を締結するとともに、本株式移転に関する株式移転計画（以下「本株式移転計画」といいます。）を共同で作成いたしました。

本議案は、両社が本株式移転計画に基づき、共同株式移転の方法により共同持株会社を設立し、両社がその完全子会社になることにつき、ご承認をお願いするものです。

本株式移転を行う理由、本株式移転計画の内容その他本議案に関する事項は以下のとおりです。

#### 1. 株式移転を行う理由

両社の属する医療業界は、医療費抑制を目的とする近年の医療制度改革の影響により、引き続き厳しい経営環境が続いております。医療機関におきましては、財政悪化からコスト削減に踏み切らざるを得ない環境になっており、納入業者に対する値下げ圧力が高まる傾向にあります。両社をはじめとする医療機器販売業者は、こうした顧客の置かれた環境を的確に把握し、ニーズに即した質の高いサービスを提供することが求められております。

そのような市場環境において、主力商品である循環器領域をはじめとする低侵襲治療の分野を中心にシェア拡大を実現し、スケールメリットの追求をしておりますが、こうした厳しい環境は、当面、継続されるものと想定されます。

両社は、この環境の変化を新たな成長の機会と捉え、共通の理念と戦略の下で、両社の経営資源を有効活用し企業価値を向上させることが最良の選択肢であるとの認識で一致したことから、経営統合を実施することに合意いたしました。

この経営統合により、理念や戦略に賛同する企業が参画しやすい体制を構築すべく共同持株会社を設立し、以下に示すようなシナジー効果を追求してまいります。

- ① 経営環境の変化に機動的に対応するために、M&Aやグループ内再編を推進していきます。
- ② 公正且つ実効性のあるガバナンスを充実、強化することで、経営の透明性を高めます。
- ③ 各事業会社の地域特性も尊重しつつ、相乗効果のある戦略によりグループ企業価値最大化を図ります。
- ④ グループの経営資源を全体最適の視点から配置・配分することで、効率的な企業活動を行います。

このように、両社の経営統合は、両社の企業価値をともに向上させるものであり、株主の皆様やお取引先を含めたすべてのステークホルダーにとって最善の結果をもたらすものと確信しております。

## 2. 株式移転計画の内容

次に掲げる「株式移転計画書（写）」に記載のとおりであります。

### 株式移転計画書（写）

株式会社ウイン・インターナショナル（以下「ウイン」という。）及びテスコ株式会社（以下「テスコ」という。）は、共同株式移転の方法により株式移転を行うことにつき合意したので、以下のとおり共同して株式移転計画（以下「本株式移転計画」という。）を作成する。

#### 第1条（株式移転）

本株式移転計画の定めるところに従い、ウイン及びテスコは、共同株式移転の方法により、新たに設立する株式移転設立完全親会社（以下「持株会社」という。）の成立の日（第6条に定義する。以下同じ。）において、ウイン及びテスコの発行済株式の全部を本持株会社に取得させる株式移転（以下「本株式移転」という。）を行う。

第2条（持株会社の目的、商号、本店の所在地、発行可能株式総数その他定款で定める事項）

1. 持株会社の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数は以下のとおりとする。
  - (1) 目的：別添の定款第2条記載のとおりとする。
  - (2) 商号：「ウイン・パートナーズ株式会社」とし、英文では「WIN-Partners Co., Ltd.」と表示する。
  - (3) 本店の所在地：東京都台東区とする。
  - (4) 発行可能株式総数：50,000,000株とする。
2. 前項に掲げるもののほか、持株会社の定款で定める事項は、別添の定款記載のとおりとする。

第3条（持株会社の設立時取締役及び設立時監査役の氏名並びに設立時会計監査人の名称）

1. 持株会社の設立時取締役は以下のとおりとする。
  - 取締役 秋沢 英海
  - 取締役 秋田 裕二
  - 取締役 三田上 浩美
  - 取締役 村田 裕可
  - 取締役 間島 進吾
2. 持株会社の設立時監査役は以下のとおりとする。
  - 監査役 卜部 容志孝
  - 監査役 神田 安積
  - 監査役 菊地 康夫
3. 持株会社の設立時会計監査人は以下のとおりとする。
  - 有限責任 あずさ監査法人

第4条（持株会社が本株式移転に際して交付する株式及びその割当て）

1. 本持株会社は、本株式移転に際して、本株式移転によりウイン及びテスコの発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」という。）におけるウイン及びテスコのそれぞれの株主に対し、その所有するウイン及びテスコの普通株式に代わり、以下の(1)及び(2)の数の合計に相当する数の持株会社の普通株式を交付する。但し、当該合計数に1株に満たない端数が生じた場合は、これを切り捨てる。
  - (1) ウインが基準時において発行している普通株式数に1を乗じた数
  - (2) テスコが基準時において発行している普通株式数に15.5を乗じた数

2. 前項の規定により交付される持株会社の普通株式の割当てについては、基準時におけるウイン及びテスコの株主に対し、その所有するウイン及びテスコの普通株式につき、以下の割合をもって割り当てる。

- (1) ウインの株主については、その所有するウインの普通株式1株につき持株会社の普通株式1株
- (2) テスコの株主については、その所有するテスコの普通株式1株につき持株会社の普通株式15.5株

#### 第5条（持株会社の資本金及び準備金の額に関する事項）

持株会社の成立の日における持株会社の資本金及び準備金の額は、以下のとおりとする。

- (1) 資本金の額 : 550,000,000円
- (2) 資本準備金の額 : 150,000,000円
- (3) 利益準備金の額 : 0円

#### 第6条（持株会社の成立の日）

持株会社の設立の登記をすべき日（以下「持株会社の成立の日」という。）は、平成25年4月1日とする。但し、本株式移転の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、ウイン及びテスコは協議の上、合意によりこれを変更することができる。

#### 第7条（株式移転計画承認株主総会）

1. ウイン及びテスコは、平成25年1月30日を開催日として臨時株主総会を招集し、本株式移転計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議を求めるとする。
2. 本株式移転の手續進行上その他の事由により必要な場合には、ウイン及びテスコは、協議の上、前項に定める株主総会の開催日を変更することができる。

#### 第8条（株式上場及び株主名簿管理人）

1. 持株会社は、持株会社の成立の日において、その発行する普通株式を、大阪証券取引所JASDAQ市場（スタンダード）又はその運営を承継した金融商品取引所のこれに相当する市場に上場することを予定する。
2. 持株会社の株主名簿管理人は、三菱UFJ信託銀行株式会社とする。

第9条（本株式移転計画の効力）

本株式移転計画は、本株式移転計画作成の日から持株会社の成立の日に至るまでの間において、ウイン若しくはテスコの株主総会のいずれかにおいて本株式移転計画の承認に関する決議が得られなかった場合、本株式移転に関して法令に定める関係官庁等の承認等が得られなかった場合又はウイン及びテスコが別途合意した場合には、その効力を失う。

第10条（本株式移転の条件等の変更及び本株式移転の中止）

本株式移転計画作成の日から持株会社の成立の日に至るまでの間において、ウイン若しくはテスコの財産状態若しくは経営状態に重大な変更が生じた場合、本株式移転の実行に重大な支障となる事態が生じ若しくは明らかとなった場合、又は本株式移転計画の目的の達成が著しく困難となった場合は、ウイン及びテスコは協議の上、合意により、本株式移転の条件その他本株式移転計画の内容を変更し又は本株式移転を中止することができる。

第11条（協議事項）

本株式移転計画に定める事項のほか、本株式移転に必要な事項は、本株式移転計画の趣旨に従い、ウイン及びテスコが別途協議の上定める。

（以下余白）

本株式移転計画の作成を証するため、本書2通を作成し、両当事者が記名押印の上、各1通を保管する。

平成24年11月1日

ウイン：東京都台東区台東四丁目24番8号  
株式会社ウイン・インターナショナル  
代表取締役社長 秋沢 英海 印

テスコ：宮城県仙台市青葉区木町1番1号  
テスコ株式会社  
代表取締役 秋田 裕二 印

別添

定 款

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、ウイン・パートナーズ株式会社と称し、英文では、WIN-Partners Co., Ltd. と表示する。

(目 的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むこと、次の事業を営む会社の株式又は持分を保有することにより当該会社の事業活動を支配および管理すること、並びにこれらに附帯関連する一切の事業を営むことを目的とする。

- (1) 医療機器の製造・販売・輸出入・リース・レンタル・修理・保守・設置工事
- (2) 医薬品・医薬部外品、毒物および劇物の販売
- (3) 医療機器・医薬品および医薬部外品の販売に関するアドバイスおよびコンサルティング
- (4) 医療施設の経営・開設に関するアドバイスおよびコンサルティング
- (5) 企業間の提携・合併・営業権の譲渡等に関する仲介およびコンサルティング
- (6) 建設工事、内装仕上工事および管工事
- (7) 人材の紹介および斡旋
- (8) 不動産の売買、賃貸借、仲介および管理
- (9) コンピュータ・システムのソフトウェアおよびハードウェアの設計・製造・開発・販売・リース・レンタル・修理・保守
- (10) コンピュータのネットワーク化に関するアドバイスおよびコンサルティング
- (11) 情報処理システム開発の計画作成およびコンピュータ技術者の派遣
- (12) 上記各号に附帯関連する一切の業務

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を東京都台東区に置く。

(公告の方法)

第4条 当社の公告は電子公告により行う。

2. やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

## 第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第5条 当社の発行可能株式総数は、50,000,000株とする。

(自己株式の取得)

第6条 当社は、取締役会決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

(単元株式数)

第7条 当社の単元株式数は100株とする。

(基準日)

第8条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2. 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者とするすることができる。

(株主名簿管理人)

第9条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、公告する。
3. 当社の株主名簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿への記載または記録、その他株式に関する事務は株主名簿管理人に取り扱わせ、当社においては取り扱わない。



(株式取扱規程)

第10条 当会社の株主名簿への記載または記録、その他株式に関する取扱い等および手数料については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

### 第3章 株 主 総 会

(招集の時期)

第11条 定時株主総会は毎年6月に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。

(招集権者および議長)

第12条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長がこれを招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。

2. 株主総会においては、取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

(決議の方法)

第13条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項の定めによるべき決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第14条 当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告および計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(議決権の代理行使)

第15条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。

2. 前項の場合には、株主または代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに提出しなければならない。

(議事録)

第16条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果その他法令に定める事項は、議事録に記載または記録する。

#### 第4章 取締役および取締役会

(取締役会の設置)

第17条 当会社は取締役会を置く。

(取締役の員数)

第18条 当会社の取締役は、15名以内とする。

(取締役の選任)

第19条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

(取締役会の招集権者および議長)

第21条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

(代表取締役および役付取締役)

第22条 当社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。

2. 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。
3. 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、取締役会長、取締役副社長各1名および専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集通知)

第23条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに発する。但し、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

(取締役会の決議方法)

第24条 取締役会の決議は、議決に加わることのできる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第25条 当社は取締役が取締役会の決議事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意したときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。但し、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

(取締役会の議事録)

第26条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果その他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。

(取締役会規程)

第27条 取締役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役の報酬等)

第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第29条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

(社外取締役の責任限定契約)

第30条 当会社は、社外取締役との間で、会社法第423条第1項の責任について、会社法第425条第1項各号に掲げる額の合計額を限度とする旨の契約を締結することができる。

## 第5章 監査役および監査役会

(監査役の設置)

第31条 当会社は監査役を置く。

(監査役の員数)

第32条 当会社の監査役は、5名以内とする。

(監査役の選任)

第33条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。  
2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第34条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。  
2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(監査役会および常勤監査役)

第35条 当会社に監査役会を置く。

2. 監査役会は、その決議により、常勤監査役を定める。

(監査役会の招集通知)

第36条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。

但し、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

(監査役会の決議)

第37条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもってこれを行う。

(監査役会の議事録)

第38条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果その他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。

(監査役会規程)

第39条 監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(監査役の報酬等)

第40条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第41条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

(社外監査役の責任限定契約)

第42条 当社は、社外監査役との間で、会社法第423条第1項の責任について、会社法第425条第1項各号に掲げる額の合計額を限度とする旨の契約を締結することができる。

## 第6章 会計監査人

(会計監査人の設置)

第43条 当社は会計監査人を置く。

(会計監査人の選任)

第44条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第45条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第46条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

(会計監査人の責任免除)

第47条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる会計監査人（会計監査人であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

(会計監査人との責任限定契約)

第48条 当社は会計監査人との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。

## 第7章 計 算

(事業年度)

第49条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(期末配当金)

第50条 当社は株主総会の決議によって毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当(以下「期末配当金」という。)を支払う。

(中間配当)

第51条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当(以下「中間配当金」という。)をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第52条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。

2. 未払いの配当財産には利息をつけない。

以 上

## 附 則

(最初の事業年度)

第1条 当社の最初の事業年度は、第49条の規定にかかわらず、当社の成立の日から平成26年3月31日までとする。

(最初の取締役および監査役の報酬等)

第2条 第28条および第40条の規定にかかわらず、当社の成立の日から最初の定時株主総会終結の時までの期間の取締役の報酬等の額は年額150,000千円以内とし、監査役の報酬等の額は50,000千円以内とする。

(附則の削除)

第3条 本附則は、最初の定時株主総会終結の時をもって削除されるものとする。

以 上

3. 会社法第773条第1項第5号及び第6号に掲げる事項についての定めとの相当性に関する事項

(1) 共同持株会社が本株式移転に際して交付する株式及びその割当てに関する事項

両社は、本株式移転による共同持株会社の設立に際し、それぞれの株主に対し割当て交付する共同持株会社の普通株式の割当比率（以下「株式移転比率」といいます。）を以下のとおり決定いたしました。

① 株式移転比率

| 会社名    | 当社 | テスコ  |
|--------|----|------|
| 株式移転比率 | 1  | 15.5 |

(注) 1. 株式の割当比率

当社の株式1株に対して共同持株会社の株式1株を、テスコの株式1株に対して共同持株会社の株式15.5株をそれぞれ割当て交付します。ただし、上記株式移転比率は、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合は、両社協議の上、変更することがあります。なお、共同持株会社は、100株を1単元とする単元株制度の採用を予定しております。

2. 共同持株会社が本株式移転により交付する新株式数（予定）

普通株式 15,251,655株

上記は、当社の発行済株式総数12,303,400株（平成24年9月30日時点）及びテスコの発行済株式総数190,210株（平成24年9月30日時点）を前提として算出しております。

なお、実際に共同持株会社が交付する新株式数は変動することがあります。

3. 単元未満株式の取扱いについて

本株式移転により、1単元（100株）未満の共同持株会社の株式（以下「単元未満株式」といいます。）の割当てを受ける株主の皆様につきましては、その保有する単元未満株式を大阪証券取引所その他の金融商品取引所において売却することはできません。そのような単元未満株式を保有することとなる株主の皆様は、会社法第192条第1項の規定に基づき、共同持株会社に対し、自己の保有する単元未満株式を買い取ることを請求することが可能です。

② 本株式移転に係る割当ての内容の算定根拠等

ア 算定の基礎

当社は、本株式移転に用いられる株式移転比率の算定にあたってその公正性・妥当性を確保するため、両社から独立した第三者算定機関に本株式移転に用いられる株式移転比率の算定を依頼することとし、大和証券株式会社（以下「大和証券」といいます。）を第三者算定機関として選定いたしました。大和証券は、当社については、当社の普



通株式が金融商品取引所に上場しており市場株価が存在することから市場株価法（平成24年10月31日を算定基準日とし、算定基準日までの直近1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間の各期間を採用し、当該期間の終値平均株価を分析。）をマーケットアプローチの評価手法として採用し、テスコについては、テスコの普通株式が非上場であり市場株価が存在しないため市場株価法を採用せず、一方で、比較可能な上場類似会社が複数存在することから類似会社比較法をマーケットアプローチの評価手法として採用し、また、両社について両社の将来の事業活動の状況を評価に反映するためインカムアプローチの評価手法としてディスカунテッド・キャッシュフロー法（以下「DCF法」といいます。）を採用して算定を行いました。なお、大和証券がDCF法による算定において前提とした両社の将来の利益計画は、大幅な増減益を見込んでおりません。大和証券による算定結果の概要は以下のとおりです。なお、株式移転比率の評価レンジは、当社の普通株式1株に対する、テスコの普通株式の評価レンジを記載したものです。

| 採 用 手 法       | 株 式 移 転 比 率 の 評 価 レ ン ジ |
|---------------|-------------------------|
| 市場株価法／類似会社比較法 | 18.23 ～ 21.32           |
| D C F 法       | 15.47 ～ 21.49           |

大和証券は、株式移転比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報、ヒアリングにより聴取した情報、及び一般に公開された情報等を原則として採用し、それらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性、信頼性、完全性及び妥当性の検証を行っておりません。また、両社の資産又は負債（簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。）について、個別の各資産及び各負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者算定機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。加えて、両社の事業計画及び財務予測については、両社の経営陣により現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的にかつ適切な手段に従って準備・作成されていることを前提としており、当社の同意を得て、独自に検証することなくこれらの情報に依拠しております。大和証券が提出した株式移転比率の算定結果は、本株式移転における株式移転比率の公正性について意見を表明するものではありません。

#### イ 算定の経緯

上記のとおり、当社は大和証券に本株式移転に用いられる株式移転比率の算定を依頼し、当該第三者算定機関による算定結果を参考に、両社の財務状況、両社を取り巻く事業環境、市場株価の動向及び両社の財務予測等の要因を総合的に勘案し、テスコとの間で株式移転比率について慎重に協議を重ねました。その結果、当社は、上記(1)①の株式移転比率は妥当であり、当社の株主の皆様利益に資するものであるとの判断に至り、合意したものです。

なお、株式移転比率は、算定の根拠となる諸条件について重要な変更が生じた場合、両社の協議により変更することがあります。

#### ウ 算定機関との関係

第三者算定機関である大和証券は、当社又はテスコの関連当事者には該当せず、本株式移転に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

#### (2) 共同持株会社の資本金及び準備金の額に関する事項

両社は、本株式移転による共同持株会社の設立に際し、共同持株会社の資本金及び準備金の額を以下のとおり決定いたしました。

- ① 資本金の額 : 550,000,000円
- ② 資本準備金の額 : 150,000,000円
- ③ 利益準備金の額 : 0円

これらの資本金及び準備金の額につきましては、共同持株会社の資本政策その他の諸事情を総合的に考慮・検討し、両社が協議の上、会社計算規則第52条に従い決定したものであります。

#### 4. テスコについての事項

##### (1) 最終事業年度（平成24年5月期）に係る計算書類等の内容

テスコの最終事業年度（平成23年6月1日から平成24年5月31日まで）に係る計算書類等の内容は、27頁から37頁に記載のとおりであります。

##### (2) 最終事業年度の末日後に生じた会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

5. 当社において最終事業年度（平成24年3月期）の末日後に生じた会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容  
該当事項はありません。

6. 共同持株会社の取締役となる者についての会社法施行規則第74条に規定する事項

共同持株会社の取締役となる者は、次のとおりであります。

| ふりがな<br>氏名<br>(生年月日)                     | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                       | (1) 所有する当社の株式の数<br>(2) 所有するテスコの株式の数<br>(3) 割り当てられる共同持株会社の株式の数 |
|------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------|
| あき ざわ ひで うみ<br>秋 沢 英 海<br>(昭和35年12月10日)  | 昭和58年4月 西本産業株式会社（現キヤノンライフケアソリューションズ株式会社）入社<br>平成4年9月 株式会社タクミコンサーン（現当社）入社<br>当社営業部長<br>平成4年10月 当社代表取締役<br>平成6年5月 当社代表取締役社長（現任）                                                            | (1) 4,107,300株<br>(2) 一株<br>(3) 4,107,300株                    |
| あき た ゆう じ<br>秋 田 裕 二<br>(昭和42年8月23日)     | 平成2年4月 株式会社オービック入社<br>平成7年3月 アロウジャパン株式会社（現フレックスメディカルジャパン株式会社）入社<br>平成9年4月 テスコ株式会社入社<br>平成17年4月 同社常務取締役<br>平成18年6月 同社専務取締役<br>平成23年8月 同社代表取締役（現任）                                         | (1) 一株<br>(2) 77,790株<br>(3) 1,205,745株                       |
| み た がみ ひろ み<br>三 田 上 浩 美<br>(昭和35年4月18日) | 昭和56年4月 株式会社日本メディックス入社<br>昭和62年2月 株式会社タクミコンサーン（現当社）入社<br>平成12年4月 当社メディカル機器営業部長<br>平成12年6月 当社取締役（現任）<br>平成18年10月 当社営業本部長<br>平成19年10月 当社執行役員営業本部長兼新規事業部長<br>平成21年8月 当社執行役員営業本部長兼第二営業部長（現任） | (1) 204,400株<br>(2) 一株<br>(3) 204,400株                        |

| ふりがな<br>氏名<br>(生年月日)                  | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                      | (1) 所有する当社の株式の数<br>(2) 所有するテスコの株式の数<br>(3) 割り当てられる共同持株会社の株式の数 |
|---------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------|
| むら た ひろ よし<br>村 田 裕 可<br>(昭和32年1月31日) | 昭和54年4月 雪印物産株式会社（現株式会社日本アクセス）入社<br>昭和59年7月 株式会社日本メディックス入社<br>昭和60年9月 株式会社タクミコンサーン（現当社）入社<br>平成18年10月 当社メディカル機器事業統括兼メディカル機器第二営業部長<br>平成20年4月 当社執行役員内部監査室長<br>平成22年4月 当社執行役員総務部長（現任）<br>平成22年6月 当社取締役（現任）                 | (1) 112,600株<br>(2) 一株<br>(3) 112,600株                        |
| ま じま しん ご<br>間 島 進 吾<br>(昭和21年9月24日)  | 昭和47年3月 公認会計士登録<br>公認会計士間島進吾事務所設立<br>昭和50年9月 Peat Marwick Mitchell & Co.（現KPMG LLP）ニューヨーク事務所入所<br>昭和56年3月 米国公認会計士（ニューヨーク州）登録<br>昭和62年9月 同所パートナー<br>平成18年4月 中央大学商学部教授（現任）<br>平成19年6月 株式会社アデランス社外取締役<br>平成24年6月 当社取締役（現任） | (1) 一株<br>(2) 一株<br>(3) 一株                                    |

(注) 1. 上記の各取締役候補者と両社との間に特別の利害関係はなく、共同持株会社との間で利害関係が生じる予定もありません。

2. 社外取締役候補者に関する特記事項

取締役候補者のうち、間島進吾氏は、社外取締役候補者であります。

(1) 選任理由

同氏は、直接企業経営に関与した経験はありませんが、公認会計士としての財務及び会計に関する相当程度の知見と経験を有しており、これらを共同持株会社の経営の監督体制の一層の充実に活かしていただけるものと判断したためであります。

(2) 責任限定契約

当社は、社外取締役がその期待される役割を十分に発揮できるように、同氏との間で責任限定契約を締結しており、同氏が共同持株会社の取締役就任した場合、共同持株会社は同氏との間で責任限定契約を締結する予定であります。

<責任限定契約の内容の概要>

社外取締役は、本契約締結後、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき、善意でありかつ重大な過失がなかったときは、会社法第425条第1項各号に掲げる額の合計額を限度として損害賠償責任を負担するものとする。

(3) 独立役員

共同持株会社は同氏を大阪証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。

7. 共同持株会社の監査役となる者についての会社法施行規則第76条に規定する事項

共同持株会社の監査役となる者は、次のとおりであります。

| ふりがな<br>氏名<br>(生年月日)            | 略歴、地位及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                   | (1) 所有する当社の株式の数<br>(2) 所有するテスコの株式の数<br>(3) 割り当てられる共同持株会社の株式の数 |
|---------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------|
| うらべよし<br>ト部容志孝<br>(昭和25年3月24日)  | 昭和47年4月 丸紅株式会社入社<br>平成12年3月 当社入社<br>平成12年6月 当社監査役<br>平成20年6月 当社常勤監査役(現任)                                                                                          | (1) 29,400株<br>(2) 一株<br>(3) 29,400株                          |
| かんだあさか<br>神田安積<br>(昭和38年12月25日) | 平成5年4月 第二東京弁護士会弁護士登録<br>銀座東法律事務所入所<br>平成11年4月 レックスウェル法律特許事務所パートナー<br>平成14年5月 西新橋総合法律事務所パートナー<br>平成20年6月 当社監査役(現任)<br>平成21年12月 弁護士法人早稲田大学リーガル・クリニックパートナー(現任)       | (1) 一株<br>(2) 一株<br>(3) 一株                                    |
| きくちやすお<br>菊地康夫<br>(昭和44年3月24日)  | 平成8年7月 東陽監査法人入所<br>平成12年4月 公認会計士登録<br>平成14年5月 あかつき税理士法人社員(現任)<br>平成16年9月 東陽監査法人社員(現任)<br>平成19年6月 社団法人日本テレマーケティング協会(現一般社団法人日本コールセンター協会)監事(現任)<br>平成20年6月 当社監査役(現任) | (1) 一株<br>(2) 一株<br>(3) 一株                                    |

(注) 1. 上記の各監査役候補者と両社との間に特別の利害関係はなく、共同持株会社との間で利害関係が生じる予定もありません。

2. 社外監査役候補者に関する特記事項

監査役候補者のうち、神田安積氏及び菊地康夫氏は、社外監査役候補者であります。

(1) 選任理由

① 神田安積氏

同氏は、直接企業経営に関与した経験はありませんが、弁護士としての専門的な知見と経験を有しており、これらを共同持株会社の監査体制の一層の充実に活かしていただけるものと判断したためであります。

② 菊地康夫氏

同氏は、直接企業経営に関与した経験はありませんが、公認会計士としての財務及び会計に関する相当程度の知見と経験を有しており、これらを共同持株会社の監査体制の一層の充実に活かしていただけるものと判断したためであります。

(2) 責任限定契約

当社は、社外監査役がその期待される役割を十分に発揮できるように、両氏との間で責任限定契約を締結しており、両氏が共同持株会社の監査役に就任した場合、共同持株会社は両氏との間で責任限定契約を締結する予定であります。

<責任限定契約の内容の概要>

社外監査役は、本契約締結後、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき、善意でありかつ重大な過失がなかったときは、会社法第425条第1項各号に掲げる額の合計額を限度として損害賠償責任を負担するものとする。

(3) 独立役員

共同持株会社は両氏を大阪証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。

8. 共同持株会社の会計監査人となる者についての会社法施行規則第77条に規定する事項

共同持株会社の会計監査人となる者は、次のとおりであります。

|                     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|---------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 名称                  | 有限責任 あずさ監査法人                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 主たる事務所の所在場所         | 東京都新宿区津久戸町1番2号 あずさセンタービル                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 概要<br>(平成24年9月末日現在) | <ul style="list-style-type: none"> <li>・人員</li> <li>公認会計士 2,793名</li> <li>公認会計士試験合格者(会計士補を含む) 1,264名</li> <li>専門職 593名</li> <li>その他職員 590名</li> <li>合計 5,240名</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・クライアント</li> <li>監査証明業務 3,287社</li> <li>その他業務 1,093社</li> <li>・資本金 3,000百万円</li> <li>・事務所等 国内12カ所</li> </ul>                                                                                      |
| 沿革                  | <p>昭和44年7月 監査法人朝日会計社設立</p> <p>昭和60年7月 監査法人朝日会計社と新和監査法人(昭和49年12月設立)が合併し、監査法人朝日新和会計社設立</p> <p>平成5年10月 監査法人朝日新和会計社と井上斎藤英和監査法人(昭和53年4月設立)が合併し、朝日監査法人発足</p> <p>平成15年2月 KPMGジャパン(昭和24年Peat Marwick Mitchell &amp; Co.日本事務所として東京に設立)の監査部門が、あずさ監査法人を設立</p> <p>平成15年4月 朝日監査法人がKPMGのメンバーファームに正式加入</p> <p>平成16年1月 朝日監査法人とあずさ監査法人が合併し、法人名をあずさ監査法人として発足、引き続きKPMGのメンバーファーム</p> <p>平成22年7月 有限責任監査法人に移行し、法人名を「有限責任あずさ監査法人」に変更</p> |

(注) 当社は、有限責任 あずさ監査法人に対し、システム開発に関する助言業務を委託しております。これにより、当社は過去2年間に合計1百万円を同監査法人に支払っております。

9. 本議案の決議に関するその他の事項

本株式移転計画第9条(本株式移転計画の効力)又は第10条(本株式移転の条件等の変更及び本株式移転の中止)の規定により、本株式移転計画の効力が失われた場合、又は、本株式移転を中止した場合は、本議案の決議は失効するものといたします。



## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 変更の理由

当社は、現行定款第8条において、定時株主総会の基準日を定めておりますが、「第1号議案 株式移転計画承認の件」が承認され、平成25年4月1日（予定）に「ウイン・パートナーズ株式会社」が設立されますと、当社の株主は「ウイン・パートナーズ株式会社」1名となりますので、当社の定款における上記の定時株主総会にかかる基準日に関する規定はその必要性を失うこととなります。従いまして、現行定款第8条（基準日）を削除するとともに、この変更に伴い、現行定款第9条以下を1条ずつ繰り上げるものであります。

なお、本定款変更は、第1号議案が承認されること、平成25年3月31日の前日までに第1号議案において承認された株式移転計画の効力が失われていないこと及び本株式移転が中止されていないことを条件として、平成25年3月31日にその効力を生じるものといたします。

## 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

尚、現行定款中変更のない条文の記載は省略してあります。

(下線は変更箇所を示しております。)

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                             | 変 更 案            |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------|
| <u>(基準日)</u><br>第8条 当社は、毎年3月31日の最終の株<br>主名簿に記載または記録された議決<br>権を有する株主をもって、その事業<br>年度に関する定時株主総会において<br>権利を行使することができる株主と<br>する。<br>2. 前項にかかわらず、必要がある場合<br>は、取締役会の決議によって、あら<br>かじめ公告して、一定の日の最終の<br>株主名簿に記載または記録された株<br>主または登録株式質権者をもって、<br>その権利を行使することができる株<br>主または登録株式質権者とすること<br>ができる。 | (削除)             |
| 第9条<br>〵 (略)                                                                                                                                                                                                                                                                        | 第8条<br>〵 (現行どおり) |
| 第49条                                                                                                                                                                                                                                                                                | 第48条             |

(ご参考)

平成25年3月期の期末配当につきましては、平成25年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者の皆様に対して、当社からお支払いする予定であります。

なお、この期末配当につきましては、配当性向35%以上とすることを予定しております。

以 上

(テスコ株式会社の最終事業年度に係る計算書類等)

## 事業報告

(平成23年6月1日から  
平成24年5月31日まで)

### 1. 株式会社の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過及びその成果

当事業年度における我が国の経済は、昨年3月に発生した東日本大震災の復興事業の進捗により持ち直しの動きがみられましたが、欧州の金融不安を背景とした海外景気の下振れ懸念や原油価格の高騰、為替変動等により、依然として不透明な状況で推移しました。

当社が属する医療機器業界では、診療報酬がわずかではありますプラス改定となったものの、医療機関では引き続き効果的な経営改善が求められております。平成24年4月に特定保険医療材料の償還価格が引き下げられた結果、平成24年4月及び5月の販売価格に影響を及ぼしました。

このような厳しい中ではございましたが、当社は一丸となり懸命な営業活動を展開いたしました。その結果、当事業年度の売上高は8,380,032千円（前期比17.6%増）となりました。利益につきましては営業利益396,403千円（前期比14.0%増）となり、保険金収入、有価証券売却等に伴う営業外収益・費用の計上により経常利益341,594千円（前期比5.4%減）となりました。

#### (2) 資金調達の状況

当事業年度中では、金融機関より短期的な借入により資金調達をしております。

#### (3) 設備投資等の状況

当事業年度において実施いたしました設備投資等の総額は53,212千円（無形固定資産12,748千円を含む）です。

主な設備投資は事業用レンタル資産14,000千円、業務効率化を目的とした販売管理システムの機能更新7,500千円、業務処理用PCの更新10,332千円（65台分）です。

なお、当事業年度において重要な設備の除去、売却等はありません。

(4) 対処すべき課題

診療報酬制度が見直されており、当社が取り扱う商品である特定保険医療材料の償還価格が平成24年4月に引き下げられました。そのため、医療機関への販売価格にも影響を及ぼしております。

このような状況から取り扱い品目の拡大や、既存取引以外の診療科への積極的な提案営業を行い、広い視野をもって販路拡大に努めます。

(5) 財産及び損益の状況

| 区 分              | 第 36 期    | 第 37 期    | 第 38 期    | 第 39 期<br>(当事業年度) |
|------------------|-----------|-----------|-----------|-------------------|
|                  | 千円        | 千円        | 千円        | 千円                |
| 売 上 高            | 7,152,803 | 7,412,388 | 7,127,329 | 8,380,032         |
| 当 期 純 利 益        | 240,610   | 209,222   | 219,348   | 159,777           |
| 1株当たり当期純利益〔単位：円〕 | 633.18    | 562.42    | 589.64    | 840.00            |
| 総 資 産            | 4,121,574 | 4,293,102 | 4,150,043 | 4,444,187         |
| 純 資 産            | 2,067,212 | 2,250,335 | 2,444,103 | 2,152,868         |

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

該当するものはございません。

(7) 主要な事業内容

事業の概要

当社は、医療機器製造販売元等より仕入れた医療機器を医療施設等へ販売しております。取扱品目としては、血管内治療に使用される診断・治療用カテーテルといった医療材料や、外科領域治療で使用される人工血管や人工心肺装置等、不整脈治療に使用されるペースメーカ・ICD等、消化器内視鏡分野に使用される各種内視鏡及び関連する医療材料等があります。またMRI、X線CT装置、超音波画像診断装置といった医療機器を取り扱っております。

(8) 主要な営業所及び使用人の状況

① 営業所

| 名 称       | 所 在 地       |
|-----------|-------------|
| 本 社       | 宮 城 県 仙 台 市 |
| 福 島 支 店   | 福 島 県 福 島 市 |
| 郡 山 営 業 所 | 福 島 県 郡 山 市 |

② 使用人の状況

平成24年5月31日現在

| 使 用 人 数 (名) | 平 均 年 齢 (歳) | 平 均 勤 続 年 数 (年) | 平 均 年 間 給 与 (千 円) |
|-------------|-------------|-----------------|-------------------|
| 60          | 38.9        | 10.5            | 4,675             |

- (注) 1. 使用人数、平均年齢、平均勤続年数、平均年間給与に非常勤従業員は含まれておりません。  
2. 平均年間給与には賞与及び基準外賃金を含んでおります。

③ 労働組合の状況

当社において労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

(9) 主要な借入先

平成24年5月31日現在

| 借 入 先   | 借 入 残 高 (千 円) | 備 考       |
|---------|---------------|-----------|
| 秋 田 銀 行 | 100,000       | 短 期 借 入 金 |
| 計       | 100,000       |           |

(10) その他会社の状況に関する重要な事項

平成24年5月9日付で株式会社ウイン・インターナショナルと経営統合に関する基本合意書を締結しました。当該基本合意書に基づき、当社と株式会社ウイン・インターナショナルは、これまでの資本・業務提携を強化し、更なる発展をめざし、両社の一層の競争力強化と収益力強化による企業価値増大を見据え、対等の精神をもって早期に経営統合を実現すべく検討を開始いたしました。

## 2. 会社の株式に関する事項（平成24年5月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 600,000株
- (2) 発行済株式の総数 190,210株
- (3) 株主数 5名
- (4) 大株主

| 株 主 名             | 持 株 数   | 持 株 比 率 |
|-------------------|---------|---------|
| 秋 田 裕 二           | 77,790株 | 40.89%  |
| 株 式 会 社 キ エ マ 企 画 | 61,000株 | 32.06%  |
| 秋 田 喜 枝 子         | 27,830株 | 14.63%  |
| 秋 田 淳 一           | 15,590株 | 8.19%   |
| 株式会社ウイン・インターナショナル | 8,000株  | 4.20%   |

- (5) 自己株式の取得・処分等

当社は、当事業年度中に、普通株式84,000株及び甲種株式97,790株を取得し、自己株式である普通株式104,000株及び甲種株式105,790株を、平成24年4月18日付で全て消却いたしました。

## 3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当するものはございません。

## 4. 会社役員に関する事項

- (1) 取締役及び監査役の状況（平成24年5月31日現在）

| 地 位       | 氏 名       |
|-----------|-----------|
| 代 表 取 締 役 | 秋 田 裕 二   |
| 取 締 役     | 加 藤 重 雄   |
| 取 締 役     | 菅 野 泰     |
| 監 査 役     | 秋 田 喜 枝 子 |

- (2) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額

| 区 分   | 支 給 人 数 | 支 給 額       |
|-------|---------|-------------|
| 取 締 役 | 4名      | 75,600,000円 |
| 監 査 役 | 1名      | 4,200,000円  |

附属明細書（事業報告関係）

事業報告の内容を補足する重要な事項はございません。

## 貸借対照表

(平成24年5月31日現在)

(単位：千円)

| 資産の部          |                    | 負債の部            |                    |
|---------------|--------------------|-----------------|--------------------|
| 科 目           | 金 額                | 科 目             | 金 額                |
| <b>【流動資産】</b> | <b>【4,070,333】</b> | <b>【流動負債】</b>   | <b>【2,162,142】</b> |
| 現金及び預金        | 1,950,323          | 支払手形            | 802,666            |
| 受取手形          | 208,821            | 買掛金             | 1,023,133          |
| 売掛金           | 1,485,438          | 短期借入金           | 100,000            |
| 有価証券          | 47,980             | 未払金             | 12,022             |
| 商品            | 259,186            | 未払費用            | 103,653            |
| 未収入金          | 133,180            | 未払法人税等          | 96,395             |
| その他           | 1,874              | 未払消費税等          | 19,890             |
| 貸倒引当金         | △16,470            | その他             | 4,379              |
| <b>【固定資産】</b> | <b>【373,853】</b>   | <b>【固定負債】</b>   | <b>【129,176】</b>   |
| (有形固定資産)      | (317,926)          | 退職給付引当金         | 129,176            |
| 建物            | 42,338             | <b>負債合計</b>     | <b>2,291,319</b>   |
| 構築物           | 11                 | <b>純資産の部</b>    |                    |
| 車両運搬具         | 12,404             | <b>【株主資本】</b>   | <b>【2,152,868】</b> |
| 什器備品          | 43,020             | 資本金             | 20,000             |
| 一括償却資産        | 8,957              | 資本剰余金           | 200                |
| 土地            | 211,194            | 資本準備金           | 200                |
| (無形固定資産)      | (13,259)           | 利益剰余金           | 2,132,668          |
| ソフトウェア        | 12,186             | 利益準備金           | 7,000              |
| その他           | 1,072              | その他利益剰余金        | 2,125,668          |
| (投資その他の資産)    | (42,668)           | <b>純資産合計</b>    | <b>2,152,868</b>   |
| 敷金及び保証金       | 21,738             | <b>負債・純資産合計</b> | <b>4,444,187</b>   |
| 保険積立金         | 20,787             |                 |                    |
| その他           | 142                |                 |                    |
| <b>資産合計</b>   | <b>4,444,187</b>   |                 |                    |



## 損 益 計 算 書

(平成23年6月1日から  
平成24年5月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目                   | 金       | 額         |
|-----------------------|---------|-----------|
| 売 上 高                 |         | 8,380,032 |
| 売 上 原 価               |         | 7,157,805 |
| 売 上 総 利 益             |         | 1,222,226 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費   |         | 825,823   |
| 営 業 利 益               |         | 396,403   |
| 営 業 外 収 益             |         |           |
| 受 取 利 息               | 16,537  |           |
| 受 取 配 当 金             | 91,643  |           |
| 有 価 証 券 売 却 益         | 5,920   |           |
| 有 価 証 券 評 価 益         | 5,128   |           |
| 雑 収 入                 | 164,033 | 283,262   |
| 営 業 外 費 用             |         |           |
| 支 払 利 息               | 1,101   |           |
| 有 価 証 券 売 却 損         | 311,432 |           |
| 有 価 証 券 評 価 損         | 25,537  |           |
| 雑 損 失                 | 0       | 338,071   |
| 経 常 利 益               |         | 341,594   |
| 特 別 利 益               |         |           |
| 固 定 資 産 売 却 益         | 538     |           |
| 貸 倒 引 当 金 戻 入 益       | 13,256  | 13,795    |
| 特 別 損 失               |         |           |
| 固 定 資 産 売 却 損         | 119     |           |
| 固 定 資 産 除 却 損         | 4,166   | 4,286     |
| 税 引 前 当 期 純 利 益       |         | 351,104   |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 |         | 191,326   |
| 当 期 純 利 益             |         | 159,777   |

## 株主資本等変動計算書

(平成23年6月1日から  
平成24年5月31日まで)

(単位：千円)

|                 | 株 主 資 本 |           |             |           |                   |             |             |
|-----------------|---------|-----------|-------------|-----------|-------------------|-------------|-------------|
|                 | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 |             | 利 益 剰 余 金 |                   |             | 利 益 剰 余 金 計 |
|                 |         | 資本準備金     | 資本剰余金<br>合計 | 利益準備金     | その他利益剰余金<br>任意積立金 | 繰越利益<br>剰余金 |             |
| 当 期 首 残 高       | 20,000  | 200       | 200         | 7,000     | 520,000           | 1,989,323   | 2,516,323   |
| 当 期 変 動 額       |         |           |             |           |                   |             |             |
| 剰 余 金 の 配 当     |         |           |             |           |                   | △5,580      | △5,580      |
| 賞 与             |         |           |             |           |                   | △20,000     | △20,000     |
| 当 期 純 利 益       |         |           |             |           |                   | 159,777     | 159,777     |
| 自 己 株 式 の 消 却   |         |           |             |           |                   | △517,853    | △517,853    |
| 当 期 変 動 額 (純 額) |         |           |             |           |                   |             |             |
| 当 期 変 動 額 合 計   | -       | -         | -           | -         | -                 | △383,655    | △383,655    |
| 当 期 末 残 高       | 20,000  | 200       | 200         | 7,000     | 520,000           | 1,605,668   | 2,132,668   |

|                 | 株 主 資 本  |             | 純 資 産 合 計 |
|-----------------|----------|-------------|-----------|
|                 | 自 己 株 式  | 株 主 資 本 合 計 |           |
| 当 期 首 残 高       | △92,420  | 2,444,103   | 2,444,103 |
| 当 期 変 動 額       |          |             |           |
| 剰 余 金 の 配 当     |          | △5,580      | △5,580    |
| 賞 与             |          | △20,000     | △20,000   |
| 当 期 純 利 益       |          | 159,777     | 159,777   |
| 自 己 株 式 の 消 却   | 517,853  |             |           |
| 当 期 変 動 額 (純 額) | △425,433 | △425,433    | △425,433  |
| 当 期 変 動 額 合 計   | 92,420   | △291,235    | △291,235  |
| 当 期 末 残 高       | -        | 2,152,868   | 2,152,868 |

## 個別注記表

(平成23年6月1日から  
平成24年5月31日まで)

1. この計算書類は、中小企業の会計に関する指針によって作成しております。
2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記
  - (1) 棚卸資産の評価基準及び評価方法  
個別法による原価法を採用しております。
  - (2) 固定資産の減価償却の方法  
有形固定資産は定率法を採用しております。  
ただし、平成10年4月1日以降取得した建物については定額法を採用しております。
  - (3) 引当金の計上基準  
貸倒引当金は中小企業の繰入限度計算の特例を採用し、業種別の繰入率により計算しております。
  - (4) 消費税等の会計処理  
消費税等の会計処理は税抜方式により処理しております。
3. 貸借対照表に関する注記
  - (1) 有形固定資産の減価償却累計額 281,351,043円
  - (2) 受取手形割引高 0円
4. 株主資本等変動計算書に関する注記
  - (1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

|         |          |
|---------|----------|
| 普通株式    |          |
| 当期首株式数  | 400,000株 |
| 当期増加株式数 | 0株       |
| 当期減少株式数 | 209,790株 |
| 当期末株式数  | 190,210株 |
  - (2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

|         |          |
|---------|----------|
| 普通株式    |          |
| 当期首株式数  | 20,000株  |
| 当期増加株式数 | 84,000株  |
| 当期減少株式数 | 104,000株 |
| 当期末株式数  | 0株       |
| 甲種株式    |          |
| 当期首株式数  | 8,000株   |
| 当期増加株式数 | 97,790株  |
| 当期減少株式数 | 105,790株 |
| 当期末株式数  | 0株       |

- (3) 当該事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項  
平成23年7月28日の定時株主総会において次の通り決議されました。
- |          |            |
|----------|------------|
| 配当金の総額   | 5,580,000円 |
| 1株当たり配当額 | 15円00銭     |
| 基準日      | 平成23年5月31日 |
| 効力発生日    | 平成23年7月28日 |

## 監査役の監査報告

### 監 査 報 告 書

私は、平成23年6月1日から平成24年5月31日までの第39期事業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査役は、取締役及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

##### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

##### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

計算書類及びその附属明細書は、会社の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

平成24年7月27日

テスコ株式会社

監 査 役 秋 田 喜 枝 子 ㊞

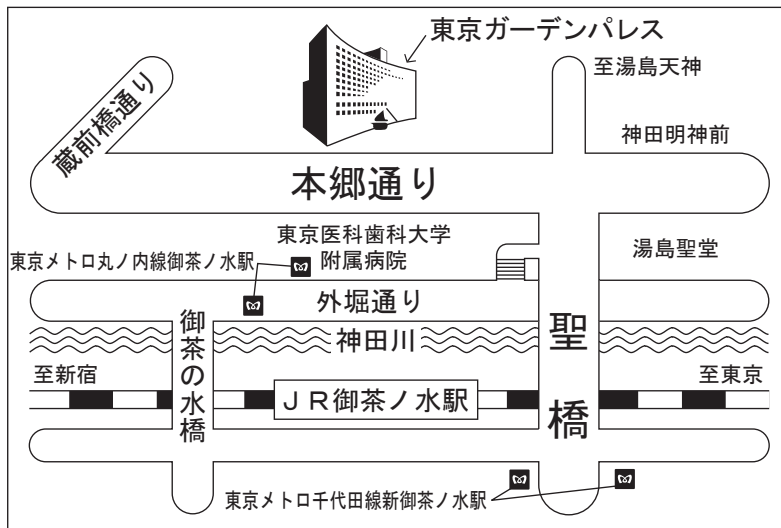
以 上





## 株主総会会場ご案内図

(会場) 東京都文京区湯島一丁目7番5号  
東京ガーデンパレス「天空」  
電話 03 (3813) 6211



(交通) 東京メトロ丸ノ内線「御茶ノ水駅」より徒歩5分  
東京メトロ千代田線「新御茶ノ水駅」より徒歩5分  
JR線「御茶ノ水駅」より徒歩5分